

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 住民課・除染環境係

個人情報ファイルの名称	解体証明書発行事務	
行政機関等の名称	浪江町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民課	
個人情報ファイルの利用目的	環境省が解体した家屋の解体情報を証明書として発行する事務。生活再建支援金、登記簿申請などに使用する。	
記録項目	1 所在地住所、2 土地所有者、3 建物所有者、4 解体物件情報（物件種類・用途、床面積、抵当権、構造）、5 解体申請者、6 解体年月日、7 解体実施状況、8 滅失登記状況、9 解体証明書申請者、10 解体証明書交付年月日	
記録範囲	土地所有者、建物権利者、関係人（居住者）、解体申請者、解体証明書申請者	
記録情報の収集方法	環境省福島地方環境事務所（解体受付リスト、解体完了リスト）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称） 浪江町総務課	
	（所在地） 〒979-1592 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田 7 番地の 2	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 2 月 17 日